

## 肝炎対策部分抜粋

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

## 「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について

平成22年〇月

健康局疾病対策課肝炎対策室(伯野春彦室長) [肝炎関連]

## 1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

## 【政策体系（図）】

| 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |           |          |                        |                         |          |                       |           |           |                    |        |          |       |
|-----------------------------------------|-----------|----------|------------------------|-------------------------|----------|-----------------------|-----------|-----------|--------------------|--------|----------|-------|
| 施策大目標 分野                                | 1         | 2        | 3                      | 4                       | 5        | 6                     | 7         | 8         | 9                  | 10     | 11       | 12    |
|                                         | 地域医療体制の整備 | 医療従事者の確保 | 医療サービスの促進<br>利用者視点に立った | 政策医療（がん、脳卒<br>中、心臓病）の推進 | 感染症、難病対策 | 医薬品・医療機器の<br>適切な利用の推進 | 血液製剤の安定供給 | ワクチンの安定供給 | 開発促進<br>新医薬品・医療機器の | 医療保険制度 | 健康づくりの推進 | 健康危機管 |

## 施策中目標

1 感染症の発生・まん延の防止を図ることについて

## 【政策体系（文章）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること

施策中目標 1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

## （関連施策）

「I-8-1」は、感染症対策という点で、本施策と関連しています。

「I-12-1」は、危機管理という点で、本施策と関連しています。

## （予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- （項）感染症対策費：感染症予防事業等に必要な経費（一部）  
結核に関する試験研究に必要な経費（一部）  
感染症の発生・まん延防止に必要な経費（一部）

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

- （施策小目標 1）感染症対策の充実を図ること
- （施策小目標 2）新型インフルエンザ対策を推進すること
- （施策小目標 3）肝炎対策を推進すること

### （予算）

|                        | H18 | H19 | H20                  | H21※評価対象年度           | H22     |
|------------------------|-----|-----|----------------------|----------------------|---------|
| 予算額<br>(決算額) (百万円)     | －   | －   | 63, 661<br>(32, 354) | 90, 130<br>(55, 288) | 29, 385 |
| 税制減収額見込み<br>(実績) (百万円) | －   | －   | －                    |                      |         |

## 3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

### （1）施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

○肝炎対策の推進については、「肝炎対策基本法」（平成 21 年 12 月 4 日法律第 97 号）が平成 22 年 1 月 1 日から施行されているところ。

- ・同法 3 条において、  
国は、「肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされているところ。
- ・平成 22 年度以降、同法 9 条に基づき、  
厚生労働大臣は、「肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定」する予定。

・本指針の策定に当たっては、同法 9 条、19 条、及び、20 条により、あらかじめ「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」から構成される「肝炎対策推進協議会の意見を聴くもの」とされているところ。

（平成 22 年 6 月から、同協議会を開催し、本指針の策定について、意見を聴取しているところ。）

## （2）現状分析（施策の必要性）

### ○肝炎対策の推進について

B 型・C 型ウイルス性肝炎（以下、「肝炎」）は、国内最大級の慢性感染症であり、その対策は国民的課題である。

肝炎は自覚症状が現れにくいとため、肝炎ウイルスに感染していることに気がつかないまま、肝硬変・肝がん等の重い病気に進行してしまう方が多い。しかしながら、早期に適切な治療を実施すれば、肝炎の治癒あるいは肝がん等への進行を遅らせることが可能である。このため、国民の健康保持の観点から、B 型・C 型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することが非常に重要である。

## （3）施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

## 4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

## 5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は 9. 参考を参照下さい。

## （3）施策小目標 3「肝炎対策を推進すること」関係

### （指標・目標値）

| 指標と目標値（達成水準／達成時期） |  |
|-------------------|--|
| アウトプット指標          |  |

|                                                                                                                                                   |                              | H17 | H18 | H19   | H20      | H21    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----|-----|-------|----------|--------|
| 9                                                                                                                                                 | 肝疾患診療連携拠点病院の設置数（都道府県数）       | —   | —   | 17    | 34       | 44     |
|                                                                                                                                                   | 達成率（〇／47）                    | —   | —   | 36.2% | 72.3%    | 93.6%  |
| 10                                                                                                                                                | 肝疾患診療連携拠点病院等連携協議会の開催数（1病院平均） | —   | —   | 1.3   | 1.3      | 1.4    |
|                                                                                                                                                   | 達成率                          | —   | —   | —     | 100.0%   | 107.7% |
| 11                                                                                                                                                | 肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談センターにおける相談件数 | —   | —   | 678   | 7,187    | 11,384 |
|                                                                                                                                                   | 達成率                          | —   | —   | —     | 1,060.0% | 158.4% |
| <b>【調査名・資料出所、備考等】</b><br>指標 9：平成 22 年 7 月 30 日時点健康局疾病対策課肝炎対策推進室調べ（なお、肝疾患診療連携拠点病院の整備は、平成 19 年度から開始したため、平成 18 年度以前の実績値はない。）<br>指標 10：同上<br>指標 11：同上 |                              |     |     |       |          |        |
| 参考統計                                                                                                                                              |                              |     |     |       |          |        |
|                                                                                                                                                   |                              | H17 | H18 | H19   | H20      | H21    |
| 2                                                                                                                                                 |                              |     |     |       |          |        |
| <b>【調査名・資料出所、備考等】</b>                                                                                                                             |                              |     |     |       |          |        |

## （事務事業等の概要）

○厚生労働省は、平成 20 年度から、新たに、肝炎総合対策を実施しているところ。

- ・「肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期かつ適切な治療を進めること」、
- ・「肝炎に対する正しい知識の普及啓発により、新たな感染を予防し、感染者・患者の方々が安心して暮らせる環境づくりを進めること」を基本的な方向性としており、平成 21 年度は、以下の 5 つを柱とする取組を実施。

### ①肝炎治療促進のための環境整備（肝炎インターフェロン治療に対する医療費の助成）

- ・B 型及び C 型肝炎は、インターフェロン治療により、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病を予防したり、進行を遅らせることが可能である。しかしながら、これらの治療に関する医療費については保険適用がされているものの、自己負担額が高額なものとなる。

・そこで、早期かつ適切な治療を推進するため、厚生労働省は、肝炎インターフェロン治療に係る経済的負担軽減を図る助成事業を行っている。（実施主体は都道府県。国は1／2を補助。）

・この医療費助成は、助成を受ける患者の世帯の所得（市町村民税課税年額）に応じて、月当たりの医療費を軽減するものである。

平成21年度においては、新たな医学的知見等を踏まえ、早期かつ適切な治療の推進に資するよう、下記2点の措置を講じた。

1) 一定条件の下、投与期間の延長を認める。

2) 所得階層区分の認定に際し、世帯の生活実態を反映するよう例外的取扱いを認める。

※なお、平成22年度予算においては、肝炎対策基本法及び最新の医学的知見等を踏まえ、自己負担限度月額の引下げ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を助成対象医療に追加する等の改善を行い、更に利用しやすい制度となるよう措置したところ。

## ② 肝炎ウイルス検査の促進

・肝炎ウイルス検査体制の整備については、すべての都道府県、保健所設置市、特別区（計136）において、利用者の利便性に配慮して、保健所又は委託を受けた医療機関において無料で肝炎ウイルスの検査が行われているところ（平成21年6月調査）。

・また、肝炎ウイルス検査体制の整備とともに、検査に関する受検勧奨にも取り組んでいる。「肝臓週間」（毎年5月の第4週）における様々な広報媒体を用いた集中的な受検勧奨等を実施。

## ③ 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援等

・肝炎の治療に際しては、正確な病態の把握や治療方針の決定、インターフェロン治療に伴う副作用を適切にコントロールすることが重要であるため、仕事等と治療を両立しやすいよう、地域における肝疾患の専門医療機関と、かかりつけとして日常的な肝炎治療を担当する医療機関の連携体制の構築が重要である。

・このため、厚生労働省においては、各都道府県において指定される「肝疾患診療連携拠点病院」を中心とした、地域の肝疾患診療ネットワークの整備を進めている。

また、

・「肝炎情報センター」を（独）国立国際医療研究センターに設置し、拠点病院間の情報共有支援や、拠点病院向けの研修等を実施するなど、肝炎医療の均てん化及び水準の向上のための取組を進めている。

## ④ 国民に対する正しい知識の普及と理解

・肝炎は、多くの方が罹患・感染している身近な病気であるためゆえ、国民の皆様は肝炎に関する正しい知識を知っていただき、肝炎という病気を正しくご理解いただくことが、

肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためにも、また患者や感染者の方が安心して暮らせる環境づくりのためにも重要である。

・このため、厚生労働省及び肝炎情報センターのホームページや、分かりやすいパンフレット等を用いた、正しい知識の普及啓発に努めているところ。

#### ⑤ 研究の推進

・厚生労働省においては、2008（平成 20）年 6 月に、国内の肝疾患の専門家により取りまとめられた「肝炎研究 7 カ年戦略」に沿って研究課題を設定し、新たな肝炎治療法・治療薬の開発等、基礎から臨床まで幅広く研究を推進している。

### （評価と今後の方向性）

---

- 事務事業の評価に関しては、平成 20 年度から、新たに実施している肝炎総合対策も 2 年目であり、主な事業の実施主体である都道府県等の自治体において、早期発見・早期かつ適切な治療の推進のための制度面での対応【肝炎医療費助成制度や肝炎ウイルス検査の無料実施体制及び肝疾患診療連携拠点病院を中心とした地域の肝疾患診療連携体制の整備】に関しては、取組の遅れている自治体も散見されるものの、着実に進展している。

（平成 21 年度において、全都道府県が、肝炎医療費助成事業及び肝炎ウイルス無料検査を実施。平成 21 年度末現在で 44 道府県が肝疾患診療連携拠点病院を指定済み。）

平成 22 年度においては、引き続き、自治体に対し、肝炎ウイルス無料検査実施体制の充実（委託医療機関での実施、委託医療機関数の増加等）及び未指定都県に対する肝疾患診療連携拠点病院の早期指定について、個別重点的な働き掛けを行う。

- 一方で、諸制度を実際に、国民の方に活用いただくためには、
- ・国民一人一人において、肝炎という病気についての認識を深め、早期発見・早期かつ適切な治療の重要性の認識を保持するための広報・普及啓発活動、
  - ・国・都道府県等において措置されている肝炎に係る諸制度についての周知、が不可欠である。

- なお、肝炎対策について、定量的に課題を把握し、評価を実施するための適切な指標が存在しないため、「肝炎の早期発見・早期かつ適切な治療の推進」について、実際のところの政策の効果・残された課題等、が把握できていないところ。

今後、適正かつ効率的・効果的な肝炎対策の立案・実施に向け、肝炎感染者・患者数やそのうちの自覚者数、自覚の端緒となった検査機会、適切な治療を受けている者の数、適切な治療を受けていない場合の具体的理由等を、詳細に定量的に把握することについて、検討を進める必要がある。

- 肝炎対策の推進に係る今後の方向性については、
- ・平成 22 年 1 月から施行された「肝炎対策基本法」（平成 21 年法律第 97 号）により、厚生労働大臣は、「肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」）を策定」することとされており、策定後は、基本指針に基づき、肝炎対策を推進していくこととなる。
  - ・同法において、基本指針の策定に当たっては、あらかじめ「肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者」から構成される「肝炎対策推進協議会の意見を聴くもの」とされているところ。
  - ・平成 22 年 6 月から同協議会を開催し、基本指針の策定について意見を聴取しているところであり、協議会意見を踏まえて基本指針を策定する予定。

## 6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

| 月  | 件名        | 内容       | その後の対応                            |
|----|-----------|----------|-----------------------------------|
| 6月 | 肝炎対策推進協議会 | 第1回（17日） | 肝炎対策基本指針策定に当たり、肝炎対策推進協議会の意見を聴取する。 |
| 8月 | 肝炎対策推進協議会 | 第2回（2日）  |                                   |

## 7. 評価結果の政策への反映の方向性

### （1）予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

検討中

### （2）税制改正要望について

### （3）機構・定員について

### （4）指標の見直しについて

## 8. 有識者の知見の活用について

○肝炎対策の推進について

- ・今後開催される肝炎対策推進協議会において、平成21年度における肝炎対策に係る実績の評価について意見聴取する予定。

## 9. 参考

---

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

肝炎対策に関すること

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

肝炎対策推進協議会資料等

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/kanen.html#top>

## 10. 添付資料等一覧

---

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（1－5－1）

---

別表1－〇 「肝炎対策事業」（事業評価シート）

|                                      |                      |                                                                                                                                                                                                   |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
|--------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---|-----------------------|-------|---------------------------|----|-------|---|
| 政策評価体系上の位置付、通し番号                     |                      | I－5－2－（1）                                                                                                                                                                                         |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 事業評価シート                              |                      |                                                                                                                                                                                                   |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 予算事業名                                |                      | 肝炎対策事業                                                                                                                                                                                            |         |   | 事業開始年度                |       | 平成18年度                    |    |       |   |
| 担当部局・課室名<br>作成責任者                    |                      | 健康局疾病対策課肝炎対策推進室室長 伯野 春彦                                                                                                                                                                           |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）              |                      | 肝炎対策基本法 第11条、第12条、第13条、第14条、第17条                                                                                                                                                                  |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 関係する通知、計画等                           |                      | 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」                                                                                                                                                 |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 予算体系                                 |                      | (項)感染症対策費<br>(大事項)感染症予防事業等に必要な経費<br>(目)疾病予防対策事業費等補助金                                                                                                                                              |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 実施方法                                 |                      | <input type="checkbox"/> 直接実施                                                                                                                                                                     |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）                                                                                                                                                            |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | ■補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：都道府県、独立行政法人等 実施主体：都道府県、肝疾患診療連携拠点病院 ）                                                                                                                                     |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）                                                                                                                                |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 支出先が<br>独法、公益法人等<br>の場合              | 役員総数<br>(官庁OB/役員数)   | /                                                                                                                                                                                                 | 常勤役員数   | / | 非常勤役員数                | /     | 監事等                       | /  |       |   |
|                                      | 職員総数                 |                                                                                                                                                                                                   | 内、官庁OB  |   | 役員報酬総額                |       | 官庁OB役員<br>報酬総額            |    |       |   |
|                                      | 積立金等の額               |                                                                                                                                                                                                   | 内訳      |   | 今後の<br>活用計画           |       |                           |    |       |   |
| 事業/<br>制度概要                          | 目 的<br>(何のために)       | 各都道府県において実施される肝炎対策に関する各種施策の推進及び各都道府県に設置されている肝疾患診療連携拠点病院機能への支援を行うことにより、住民に対する感染予防、早期発見及び早期治療の推進並びに患者支援の推進を図る。                                                                                      |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      | 対 象<br>(誰/何を対象に)     | 各都道府県内の住民（肝炎患者、その家族を含む）                                                                                                                                                                           |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      | 事業/制度内容<br>(手段、手法など) | <div>○ 都道府県事業<br/>肝炎対策協議会、肝炎診療従事者研修、ポスター・リーフレット作成、シンポジウム等開催、新聞・中吊り広告、肝炎患者等支援対策</div> <div>○ 肝疾患診療連携拠点病院<br/>肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会開催、肝疾患相談センター、肝炎専門医療従事者研修</div> 上記メニュー事業を実施する都道府県又は肝疾患診療連携拠点病院に対する補助。 |         |   |                       |       |                           |    |       |   |
| コスト                                  |                      | 平成22年度予算額                                                                                                                                                                                         |         |   | 人件費                   |       |                           |    |       |   |
|                                      | 事業費                  | 851,634 百万円                                                                                                                                                                                       |         |   | {                     | 職員構成  | 概算人件費<br>(平均給与×従事<br>職員数) |    | 従事職員数 |   |
|                                      | 人件費                  | 0 百万円                                                                                                                                                                                             |         |   |                       | 担当正職員 |                           | 千円 |       | 人 |
|                                      | 総 計                  | 851,634 百万円                                                                                                                                                                                       |         |   |                       | 臨時職員他 |                           | 千円 |       | 人 |
| 予算額推移等<br>(財源内訳/<br>単位百万円)           |                      | 年 度                                                                                                                                                                                               | 総 額     |   | 地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額 |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H19(決算額)                                                                                                                                                                                          | 25,346  |   | 25,346                |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H19(決算上の不用額)                                                                                                                                                                                      | 607,688 |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H20(決算額)                                                                                                                                                                                          | 186,677 |   | 79,610                |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H20(決算上の不用額)                                                                                                                                                                                      | 510,821 |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H21(予算(補正込))                                                                                                                                                                                      | 879,577 |   |                       |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H21(決算見込)                                                                                                                                                                                         | 403,567 |   | 94,898                |       |                           |    |       |   |
|                                      |                      | H22予算                                                                                                                                                                                             | 851,634 |   |                       |       |                           |    |       |   |
| 平成22年度<br>予算額<br>(補助金の場合は負担<br>割合等も) |                      | 補助金（国1/2、10/10（独立行政法人等のみ））                                                                                                                                                                        |         |   |                       |       |                           |    |       |   |

|                                                                |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|---------------------|--------------------|
| 政策評価体系上の位置付、通し番号                                               |                                                     | I－5－2－（1）                                                                                                                                                            |                  |                  |                     |                    |
| 事業評価シート                                                        |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
| 予算事業名                                                          |                                                     | 肝炎対策事業                                                                                                                                                               |                  | 事業開始年度           | 平成18年度              |                    |
| 担当部局・課室名<br>作成責任者                                              |                                                     | 健康局疾病対策課肝炎対策推進室室長 伯野 春彦                                                                                                                                              |                  |                  |                     |                    |
| 事業/制度の<br>必要性                                                  |                                                     | ウイルス性肝炎は、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんを引き起こす可能性があることから、地域における肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う必要がある。また、国民に対して、肝炎に係る感染予防、早期発見及び早期治療を推進するため、シンポジウムの開催など、様々な肝炎に関する普及啓発事業を行う必要がある。 |                  |                  |                     |                    |
| 他省庁、自治体、民間<br>等における類似事業                                        |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
| 他省庁、自治体、民間<br>等との連携・役割分担                                       |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
| アウト<br>プット                                                     | 活動実績                                                | 【指標】                                                                                                                                                                 | 単位               | H19年度実績          | H20年度実績             | H21年度実績            |
|                                                                |                                                     | 肝疾患診療連携拠点病院の設置数（都道府県数）<br>（前年度以上/４７）                                                                                                                                 | 件                | 17<br>【36.2%】    | 34<br>【72.3%】       | 44<br>【93.6%】      |
|                                                                |                                                     | 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の開催数<br>（一病院平均）（前年度以上/毎年度）                                                                                                                          | 回                | 1.3<br>【－】       | 1.3<br>【100.0%】     | 1.4<br>【107.7%】    |
|                                                                |                                                     | 肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談センターにお<br>ける相談件数（前年度以上/毎年度）                                                                                                                          | 件                | 678<br>【－】       | 7,187<br>【1,060.0%】 | 11,384<br>【158.4%】 |
|                                                                | 予算執行率                                               |                                                                                                                                                                      | %                | 4                | 26.8                | 43.4               |
| アウト<br>カム                                                      | 達成目標<br>（指標、達成水準/<br>達成時期）、<br>実績                   | 【指標】（達成水準／達成時期）                                                                                                                                                      | 単位               | H19年度実績<br>【達成率】 | H20年度実績<br>【達成率】    | H21年度実績<br>【達成率】   |
|                                                                |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
|                                                                |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
|                                                                |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
| 事業/制度の<br>自己評価<br>（アウトカム指標の分<br>析。適宜アウトプット<br>指標に言及）           |                                                     | 肝疾患診療連携拠点病院については、すべての都道府県において、原則１箇所指定することとしているが、着実に整備が進んでいると考えられる。また、各拠点病院に設置することとしている肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会及び肝疾患相談センターについても、その体制等の整備が着実に進んでいると考えられる。                     |                  |                  |                     |                    |
| 今後<br>の<br>方<br>向<br>性                                         | 見直しの方向性<br>（より効率的・効<br>果的な事業とする<br>観点から）<br>（担当部局案） | 現在、肝炎対策基本法に基づき設置された肝炎対策推進協議会において、肝炎対策の推進に関する基本的な指針を策定するための検討を進めているところである。同協議会における議論等を踏まえ、より効率的・効果的な事業となるよう取り組んでいく。                                                   |                  |                  |                     |                    |
|                                                                | 平成23年度予算の方針(担当部局案)                                  | （見直しの上）<br>（見直しをせず）                                                                                                                                                  | 廃止<br>増額<br>現状維持 | 現状維持             | 減額                  | 検討中                |
| 比較参考値<br>（諸外国での類似事業<br>の例など）                                   |                                                     |                                                                                                                                                                      |                  |                  |                     |                    |
| 特記事項<br>（事業/制度の沿革、こ<br>れまでの予算の削減に<br>向けた取組み、目標達<br>成のための関連事業等） |                                                     | 平成１８年度 事業創設<br>平成２２年度 肝炎患者等支援対策事業をメニューに追加                                                                                                                            |                  |                  |                     |                    |

＊アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載